

保健医療計画の主要項目及びその方向性(案)

(1) 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、すべての区民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組み、健やかに心豊かに生活できるよう、ライフステージに応じた区民一人ひとりのところと身体健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等の一次予防に重点を置いた対策と、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

妊娠・出産・子育て期では、切れ目のない支援の更なる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。

成人へ取り組みでは、疾病の早期発見・早期治療に向け、特定健康診査・特定保健指導やがん検診等の充実と受診率向上を図り、生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底を目指します。

また、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢期の健康課題に沿った健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、介護予防活動の定着を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

さらに、食育については、性別や世代に合った自分らしい食事と健康づくりの実践と共に、食を通じたコミュニケーションや食を大切にする心、食の安全について普及啓発を進めていきます。

(2) 地域医療の推進と療養支援

医療と介護を必要とする区民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅療養の体制の構築を進め、新たに介護保険法に位置づけられた「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組むとともに誰もが身近な「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」を持つことを区民に推奨していきます。また、東京都と連携し、医療法において定められた「地域医療構想」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。**今後増大する認知症の方に対しては、高齢者あんしん相談センターや認知症サポート医等との連携により、相談・支援体制の推進に努めます。**

大規模災害に備え、医薬品等の更新やトリアージ研修の実施等、災害医療救護体制の整備充実を図ります。

精神保健医療対策では、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するために、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる支援体制を充実していきます。また、自殺対策を推進します。

難病や公害健康被害による患者等に対しては、関係機関との連携により療養支援及び相談支援体制の充実を図ります。

※網かけ部分を追記しました

(3) 健康安全の確保

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される他、近年、海外との往来が盛んになっていることから、新型インフルエンザ等の新興感染症や再興感染症¹及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都と連携して構築していきます。

感染症対策については、発生予防のための啓発を推進し、発生時の迅速な対応及び蔓延防止に努めます。特に、予防接種は防ぐことができる病気を予防し、命と健康を守っていくために非常に重要な手段であることから、定期予防接種²の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めていきます。

また、区民が日常利用する診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物³など、区民の健康に影響を与える事業者の自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供や監視・指導に努めます。

あわせて、区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行っていきます。

さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

¹ **新興感染症・再興感染症**：新興感染症とは、これまで知られていなかった新しい感染症（新型インフルエンザ、エボラ出血熱等）をいい、再興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染症（結核・デング熱等）をいう。

² **定期予防接種**：予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種のこと。集団予防と個人予防の観点から特に重要と思われる疾病（ポリオ、麻しん、風しん、高齢者インフルエンザなど）が対象となる。それに対し、予防接種法の対象となっていないものを、任意予防接種という。

³ **特定建築物**：建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物で、興行場、店舗、事務所、学校等、多数の人が利用する相当程度の規模を有するものをいう。

計画の推進にかかる記載について

現行の保健医療計画では、4ページの「6 計画の評価」において、計画策定後の方向性に触れている。本計画ではここに計画の推進についての記載を掲載する。

掲載位置 (案)

現行	次期 (案)
第1章 計画の改定に当たって	第1章 計画の改定に当たって
1 計画改定の背景・趣旨	1 計画改定の背景・趣旨
2 計画の位置づけ	2 計画の位置づけ
3 計画の構成	3 計画の構成
4 計画の期間	4 計画の期間
5 計画改定の検討体制	5 計画改定の検討体制
6 計画の評価	6 計画の <u>推進に向けて</u>

※第1章の各項目名については、修正の可能性あり。

● 文章案

(計画の推進体制)

本計画は、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「保健医療計画」を一体的に策定しており、保健、福祉、介護、教育、環境、区民参加など多岐にわたる関係各部署が、情報の共有と連携を深めて、ともに取り組みを実施することによって推進していきます。

また、本計画に示した「計画事業」を着実に推進するため、区民主体による健康づくりの実践と併せ、区民、関係機関、行政がみんなで力を合わせて取り組みます。

(計画の周知・広報)

本計画書は、区のホームページに掲載し、また、区民が気軽に閲覧できるよう、健康づくりに関わる区内の公共施設等に設置いたします。

本計画書に位置づけた計画事業等についての具体的な情報は、インターネットやソーシャルメディアの活用を検討するほか、関係機関・関係団体等の多様な経路を用いて幅広く周知を進めていきます。

また、「世界禁煙デー」、「食育週間」、「歯と口の健康週間」、「世界対がんデー」のような、全国的キャンペーンを絶好の契機捉え、区民に広く健康に対して関心を持ってもらえるよう広報活動を強化します。